

# 小・中学生のための議会見学 ご案内



立川市議会事務局



# 小・中学生のための議会見学(校外学習)



— 立川市議会児童議会見学事業 —

立川市議会では、小学生・中学生が自分たちの住んでいる「まち」の市政や議会に興味をもってもらい、これからの勉強はもとより、生活の一部として議会に親しみをもってもらおうと、市内学校単位の議会見学を広く受け入れています。

普段は見るのが少ない、議会審議の様子も見学できます。ぜひ、お越しください。

## ★概要

1. 対象者 小学生及び中学生（学校を通してお申し込み下さい）
2. 受入期間 土曜・日曜・祝日を除いた日。  
議会開催中は、一般質問・議案審議のある本会議を見学することができます。
3. 対象人員 午前・午後 原則1校ずつ。  
1校あたりの人数は概ね40人まで対応可能。  
（同じ学校が午前と午後の両方見学することも可能です。）
4. 引率 先生又は保護者の付き添いが必要となります。  
ただし、中学生が8名以下で申し込みされる場合は先生又は保護者の付き添いは必要ありません。
5. 見学時間 概ね1時間（説明用教材があります）
6. 申し込み方法 申込書（市議会ホームページからダウンロードできます。）を希望日の30日前までに議会事務局へ送付してください。

## ★見学の流れ

1. 立川市議会へ到着（バスの場合は、事前にお申し出ください。駐車スペースをご案内します。）
2. 委員会室または本会議場で説明（説明用教材を使用）【20分】
3. 議事堂見学【10分】
4. 議会見学（本会議場もしくは委員会室）【20～30分】
5. 記念撮影（本会議場等）【5分】
6. 終了

★議会の年間日程は市議会ホームページをご覧ください。

★手続方法

①

申込書(市議会ホームページからダウンロードできます)  
に必要事項を記入 (申込みは学校長名)



②

交換便等で、議会事務局宛に送付



③

決定通知書が届きます  
(日程調整が必要な場合はご連絡いたします)



④

事前打合せ (議会事務局担当者と担当の先生など)



⑤

議会見学当日

★注意事項

1. 会議の運営上、会議開催時間がずれることがあり、予定した会議の見学ができない場合があります。（その場合には説明・議会棟見学・記念写真のみとなります。）
2. 見学の際の注意事項は下記のとおりです。

立川市議会傍聴規則（一部抜粋）

（傍聴席に入ることができない者）

第10条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、無線機、笛、ラッパその他これらに類する物を携帯している者
- (3) 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者。ただし、報道関係者を除く。
- (4) はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を携帯している者

（傍聴人の守るべき事項）

第11条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類を使用しないこと。
- (4) 帽子、コート、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合を除く。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話、その他の無線通話機器を使用しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（問い合わせ）

立川市議会事務局 庶務調査係

〒190-8666 立川市泉町 1156-9 立川市役所

TEL 042-528-4343 FAX 042-526-6369

メールアドレス gikai@city.tachikawa.lg.jp